

協議事項(4):

知立市総合公共交通会議及び知立市の事業費負担に関する覚書の締結について

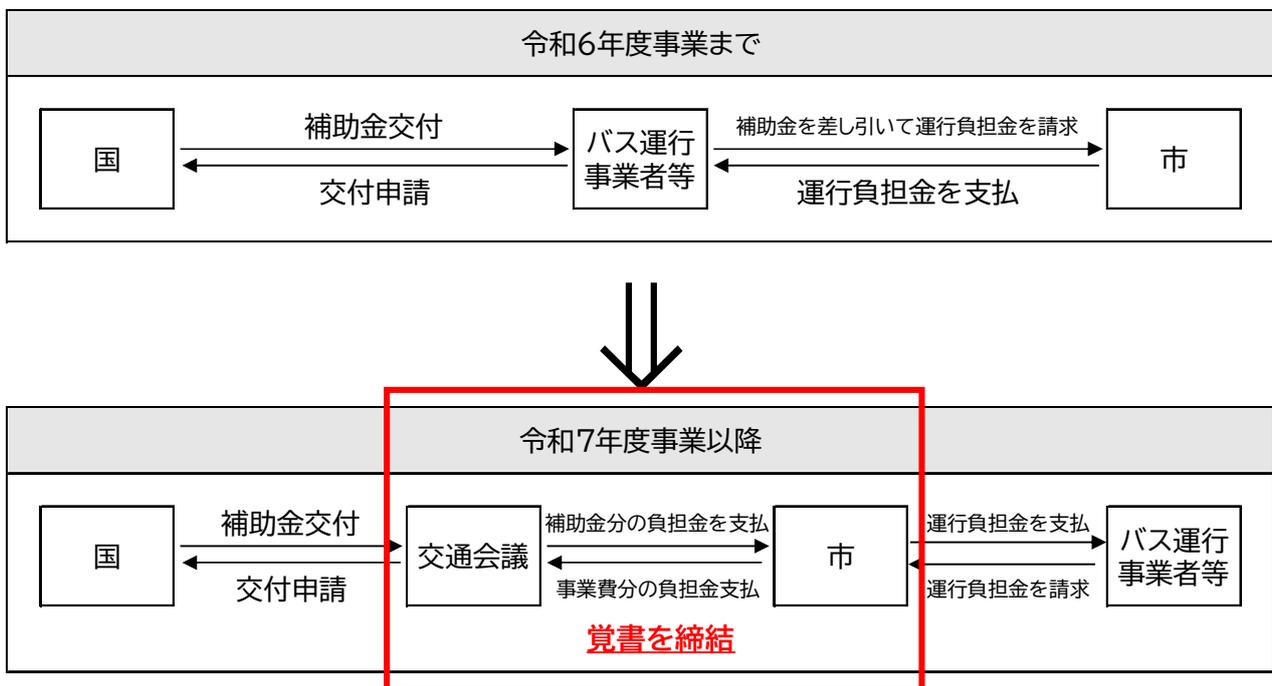
【概要】

知立市総合公共交通会議が知立市の附属機関から独立し、交通計画に基づく事業を実施していくにあたり、事業費は市が負担するため、市と交通会議間で負担金の支払いに関する覚書を締結するもの。

【締結する理由】

令和2年の地域交通法の改正により補助金の交付要綱が改定され、交通計画と補助金の紐づけが重視された。令和7年度事業(令和6年10月1日～令和7年9月30日事業分)以降は、同法に基づき計画策定を行った協議会に対し、国が交付するものとされたが、実際には交通会議で事業費を支払うことができないため、交通会議が実施する事業に対し、市が事業費を負担することになる。そのため、国から支払われた補助金については、その額分を事業費を負担する市に交通会議が事業で負担する負担金として支払うため、それぞれの負担について両者間で覚書を締結する必要がある。

【変更のイメージ】



【締結のための手続きと今後の流れ】

令和7年 3月 第3回 総合公共交通会議にて協議
 令和7年 4月 覚書を締結

知立市総合公共交通会議及び知立市の事業費負担に関する覚書（案）

知立市総合公共交通会議（以下「甲」という。）と知立市（以下「乙」）は、甲及び乙が知立市地域公共交通網形成計画に基づき実施する事業の事業費について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（交通会議負担金）

第1条 乙は、甲が知立市地域公共交通網形成計画等に基づき実施する事業の事業費を負担するものとする。

2 前項の額は、乙の当該年度の予算の範囲内とする。

（ミニバス運行事業負担金）

第2条 甲は、乙が知立市地域公共交通網形成計画に基づき実施するミニバス運行事業の事業費の一部を負担するものとする。

2 前項の額は、甲の当該年度におけるミニバス運行事業に係る国庫補助金による収入額と同額とする。

（負担方法）

第3条 知立市総合公共交通会議会長は、前条第1項に規定する事業の負担金の申請を行うときは、その負担額を乙に申請するものとする。

2 知立市総合公共交通会議会長は、前条第1項に規定する事業の負担金額が確定した際は、その負担額を乙に通知するものとする。

（総合公共交通会議負担金返還金）

第4条 甲は第1条第1項に規定する事業の実施後に発生した不用額、第2条第1項に規定する事業費の負担額、国庫補助金及びその他の収入金等を精算し、乙に返還するものとする。

（その他）

第5条 この覚書に定めのない事項、疑義又は変更の必要が生じたときは、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

上記覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各自1通ずつ保有する。

令和7年4月 日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市総合公共交通会議
会長

乙 愛知県知立市広見三丁目1番地
知立市
知立市長 石川 智子